

社保審—介護給付費分科会	
第60回 (H20. 11. 28)	全国認知症 グループホーム 協会提出資料

平成20年11月18日

社会保障審議会介護給付費分科会  
分科会長 大森 彌 様

特定非営利活動法人  
全国認知症グループホーム協会  
代表理事 木川田 典彌

### 介護報酬改定について

私たちグループホームは、「認知症になっても、住み慣れた町で最期まで」を合言葉に、平成12年の介護保険制度発足以来、全国に9,700事業所を数えるまでになりました。

グループホームにおける認知症ケアは小規模が特徴となっており、ほとんどのグループホームが1～2ユニット事業所、多くの事業主体が2事業所以下の事業規模であるため、事業経営規模も小規模となります。

昨年度に当協会が実施いたしました「認知症グループホームの実態調査」(全国796事業所)においては、介護報酬に占める人件費が8割にも上り、利益率は-1.6%となりました。

グループホームの経営実態は、小規模事業所であるがゆえに非常に厳しい状況となっております。

10月30日に発表された「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」における「生活対策」においては、「介護従事者の処遇改善と人材確保等」の具体的施策として、介護報酬改定による介護従事者の処遇改善・平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することなどが示されました。

しかし、過去二度にわたる報酬減額率が5%に及んでおり、今回取り沙汰される3%の増額では、介護職員の俸給アップにも期待されるほどは寄与せず、ましてや、グループホームの健全な経営に活かされることは大変難しい状況であり、更なる報酬アップが望ましいと考えます。

介護報酬に関する要望については、第54回社会保障審議会介護給付費分科会において、要望事項を提出し、ご説明させていただいたところではありますが、実際のグループホーム経営の実態を鑑み、現場の介護職員、新たに介護職を目指す人材が希望を持ち、安定した事業継続ができるようご配慮いただけますよう、改めてお願い申し上げますとともに、介護保険制度改正に向け、次の事項をご検討いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

## 1. グループホームの短期利用の枠組みについて

グループホーム9名定員の枠外で短期利用の定員1名を認めていただきたい。

平成19年度の全国GH協の実態調査によると短期利用の利用率は8.4%であった。グループホームの短期利用希望が多いにもかかわらず、利用率が低いのは、入院等で空室がある場合だけ利用できるという、物理的理由である。昨今、虐待や徘徊などの緊急保護的短期利用への対応が増加傾向にあり、小規模で家庭的環境であるグループホームでの一時的避難と宿泊の意義は大きい。社会的ニーズへの対応として、定員9名以外に短期利用枠1名（個室対応）の制度変更・加算を要望する。

## 2. 運営推進会議について

地域密着型サービス事業において義務付けられている「運営推進会議」は、運営方法・効果においてバラツキがあり、実行効果が上がっていない事業者が見受けられるが、その原因の一端としては、運営推進会議に担当者が出席しないなど市町村の対応に問題がある。

各事業所が開催する「運営推進会議」に、市町村からの出席を義務付けるよう要望するとともに、運営推進会議の有効性に対する報酬上の評価を要望する。

## 3. ケアマネジメントシステムについて

各GH事業所に配置が義務付けられる計画作成担当者のうち一名は、ケアマネジャーであることが求められているが、現在のケアマネマネジメントシステムは、生活支援を中心としたGHには馴染まない。

認知症であってもその人らしい生活をおくるためにも、ADL、医学モデルを中心とした課題中心マネジメントではなく、利用者の自己実現を目指した日常生活支援やかかわりを中心とした支援システムへの転換を要望する。

## 4. 情報の公表について（外部評価制度について）

現在、グループホームの中で行われている共用型デイサービスについては、情報の公表が義務付けられており、グループホーム外部評価と併せ、財政的にも事務处理的にもグループホームの負担が大きいため、評価事業を見直し、グループホームの負担増とならないような制度変更を要望する。